

石川県原子力環境安全管理協議会 議事録

日 時：令和7年12月25日（木）10時30分～11時55分

場 所：石川県庁 行政庁舎11階 1105会議室

事務局 (10:30)	<p>定刻となりましたので、ただいまから、石川県原子力環境安全管理協議会を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、委員の出席数をご報告いたします。協議会委員27名のところ、ただいまWebでの参加7名を含め23名のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、配布資料として、委員にタブレットをお配りし、データにより資料をご確認いただくようにしております。タブレットの使用でお困りの方がおられましたら、事務局まで申しつけください。</p> <p>前回の協議会以降、一部の委員の方に交替がございましたので、新しい委員の方をご紹介させていただきます。</p> <p>日本労働組合総連合会石川県連合会会長の小水康史委員でございます。</p>
委 員	<p>はい、連合石川の小水でございます。今回からお世話になります。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>また、本日は、志賀原子力規制事務所長にWebでの参加になりますが、ご出席いただいております。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、副知事からご挨拶を申し上げます。</p>
副知事	<p>皆様、おはようございます。年末のご多用のところ、ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>石川県では、先月になりますけれども、能登半島地震以降では、初めてとなる住民参加型の防災訓練を実施いたしました。</p> <p>訓練は、地震で道路が寸断したことを踏まえまして、基本の避難経路が通行できない想定で、代替りの代替経路を利用した訓練を行いました。また、自宅が被災した場合の屋内避難として、指定避難所での屋内退避訓練を新たに実施いたしました。</p> <p>今後、これらの訓練結果を検証して、防災対策のさらなる強化につなげてまいりたいと思います。</p> <p>そして、志賀原子力発電所がありますけれども、これまで原子力規制委員会の新規制基準への適合性に関する審査会合が38回開催されております。現在、発電所敷地で想定される最大の揺れ「基準地震動」を策定するため、敷地周辺断層の活動性等に關す</p>

	<p>る審査が行われていると承知いたしております。</p> <p>規制委員会には、科学的な根拠に基づき厳格な審査を行い、地元住民はもとより国民の理解と納得が得られますよう、説明責任を果たしていただきたいと考えております。</p> <p>原子力発電所は安全確保が大前提であります。北陸電力には、今後より一層の安全対策に取り組むよう求めてまいりたいと思っております。</p> <p>今年度3回目となる本日の協議会でありますけれども、「志賀原子力発電所の運転状況」、「周辺環境放射線監視結果」、そして、「温排水影響調査結果」の四半期報告について、ご審議をいただく予定としております。</p> <p>皆様方には、忌憚のないご意見、ご発言をいただきますよう、お願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは協議会規程により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。最初に議題（1）志賀原子力発電所の運転状況につきまして、北陸電力の方からご報告をお願いいたします。</p>
北陸電力	<ul style="list-style-type: none"> ・「No.1-1 志賀原子力発電所運転状況等四半期報告（令和7年度第2四半期）」を用いて説明 ・「No.1-2 志賀原子力発電所運転状況等報告（前回協議会以降）」を用いて説明 <ol style="list-style-type: none"> 1. 連絡基準に基づく連絡事象について 2. 原子炉施設保安規定の変更認可申請について 3. 国土地理院による活断層図の公表について
議長 (11:08)	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>いくつもの項目の説明がありましたので、資料No.1-1とNo.1-2、それぞれの項目に分けて質問を受けたいと思います。</p> <p>まず、資料No.1-1の令和7年度第2四半期の説明がございました。これについてまず、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にございませんか。Webの方も大丈夫でしょうか。資料No.1-1です。大丈夫ですね。</p> <p>はい、それでは次に資料No.1-2に入ります。まず、1番目、連絡基準に基づく連絡事象について説明、報告がありました。これ</p>

<p>委員</p>	<p>について、ご質問等あればご発言ください。はいどうぞ。</p> <p>3番目のERSSのデータの伝送が途切れてしまったということなのですが、通常運転時は全く問題ないと思うのですが、事故が起こった場合に、このERSSのデータというのは非常に重要になって、これはもう言うまでもなく、福島第一原発事故のときにデータが伝送されなくなって、放射性物質の拡散についてSPEEDIを使って計算しようとしたけれども、入力データがなかったためにずっと計算できなかったということが非常によく報道されています。それに繋がるわけですので、伝送が遅れるということは、万が一の事故時には非常に重要なことになると思います。</p> <p>これは原因も十分究明されていると思いますが、これが途切れるということは、規制委員会の方がそれに基づいて何らかの対処、例えば解析して放射性物質の拡がりを計算するといったような対処が遅れてしまうことになります。</p> <p>現在、何もない通常運転時のトラブルでしたけれども、今後これをどのようにするかということ、今回の非常にある意味で、幸いな何もない事態でこのようなことが起こったので今後役に立てることができると思いますので、十分検討していただきたいと思います。</p> <p>例えば、せっかくバックアップの良いサーバを持っているわけですから、データが途切れたら、原因解明はもちろん必要なのですが、すぐにサーバを切り替えて、時間遅れなく規制委員会にデータを伝送するとか、今後そういった対策を考えられているのでしょうか。</p>
<p>北陸電力</p>	<p>今回、事象が発生した際に、若干通常と違うような状態が起きていました。規制庁側の方でメンテナンスをしていたという状況がありまして、現在は、もしかしたらそのようなことが原因だったのではないかと考えています。</p> <p>ただし、先生がおっしゃる通り、緊急時に必要なものです。たまたまこのときは、伝送が実施されなくても、テレビ電話の回線や衛星回線については、運用できておりましたけれども、そのように連絡が繋がる状態ではあったとしても、やはりデータがしっかりと伝送できるということで、プラントの状態をしっかりとお伝えすることは必要な、大事なことでございますので、今回の原因についてはしっかりと究明を今いたしておりますし、対応については万全なものになるように実施していく所存でございます。ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>よろしく願います。</p>

<p>委 員</p>	<p>同じところで、まず確認をさせていただきたいのは、その伝送が停止していることに気づいたというのは、どういう経緯になるのかということ。それと、先ほどの委員のご説明と一緒にのすけれども、このように何か届いていないという状況になったときに、例えばシステムが自動的に切り替わるとか、そのような対策をやられるのかということも、たぶん委員のコメントだったと思いますので、その辺りについての見解というか、方針をお聞かせいただければと思います。</p>
<p>北陸電力</p>	<p>資料No.1-2の5頁を見ていただきたいのですが、伝送サーバからERSSのデータセンターまでの間に何カ所か、データの伝送状態を見ており、データがちゃんと送られてきているかどうかということを確認する装置があります。データが途切れると自動的に担当者の携帯に連絡が来て、それでわかるようになっているのですが、今回はそのようにして確認をしています。</p> <p>規制庁側もずっと監視をしていて、来ていないとわかると、我々のところに連絡が来るようになっています。そのようにして、途切れたことについては、速やかに把握して対処できるような体制となっています。</p> <p>それから、自動的に切り替えを行うことができるかということについては、サーバ自体はもう保有してから時間が経っておりまして、自動切り替えする際には、このサーバの更新等を考えなければいけないと思っています。</p> <p>万が一このようなことが起こったときには、こういったことがまずは起こらないような対策をするとともに、速やかに切り替えができるような手順を検討したいですし、更新のタイミングにおいては自動的に切り替えができるようなものについても今後検討していきたいと考えています。</p>
<p>委 員</p>	<p>よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、ご質問はございませんか。</p> <p>私から確認ですが、北陸電力さんのご回答の中で、原因を調査して対策をしっかりと立てるとのことですが、どれぐらいのタイムスケジュールで考えておられますか。</p>
<p>北陸電力</p>	<p>原因調査については今取り組んでいるところで、大体わかってきたのですが、まだ時間がかかると思います。</p> <p>ただ、あまり長くというようなことは考えていませんので、タイムスケジュールとしては、なかなか言いづらいのですが、ひと</p>

議 長	<p>月ふた月の間には、原因を究明した上で対策を講じられるような形にしたいと思っています。当然、原因が分かり次第、対策を講じるのですが、ひと月ふた月以内には対応したいと考えております。</p>
北陸電力	<p>その結果については、また協議会でしっかり報告をお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>はい、拝承いたしました。</p>
委 員	<p>次の報告事項で「原子炉施設保安規定の変更認可申請」について、この報告についてのご質問等ございましたらお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>NRのための保安規定変更は、非常に結構なことです。捨てなくてもよいものが今までも大量に廃棄物として捨てていたということで、それを再活用できるということは、物量を減らすということで非常に結構な対策だと思います。</p> <p>これについて、放射線の管理とか、放射線のモニターとか非常にしっかりした保安規定を作られてやられるということで、それは非常に結構だと思います。</p> <p>一義的にはこれは事業者の方の責任でやるということは十分承知しているのですが、県民の方とか周辺の方の安心をいただくためには、ちゃんと放射線の検査をやって、責任を持ってやっていることはわかるけれども、それを国としては、どのように確認しているのかということには気懸りになることだと思います。</p> <p>保安規定は、規制委員会の方でしっかり認可されているのですが、通常のようなNRの検査をしたときに、それを現地事務所の方でどのような確認をして、それを規制委員会に随時報告して、規制委員会はその検査の状況を、国としてもどのように確認しているかをお聞かせ願えればと思います。</p>
北陸電力	<p>北陸電力の方から知っている範囲で制度の説明をして、志賀原子力規制事務所長に補足いただくのが良いと思います。</p>
議 長	<p>所長、つながっていますか。</p>
規制事務所	<p>はい、つながっています。大丈夫です。</p>
北陸電力	<p>まず保安規定に定めた内容につきましては、我々の品質保証シ</p>

規制事務所

システムに基づいた文章を制定いたします。それに基づきまして、決められた手順に従った運用をしていくことになるのですけれども、こちらについては、規制検査が2種類あります。

一連の状況について集中的に確認するチーム検査と日常検査の2種類があり、チーム検査については本庁から放射線管理についての専門的な知識を持った方々に定期的に来ていただいて、中身を確認していただくこととなります。

日常検査については規制事務所長ほか、規制事務所の方々が、日常的に我々がやっているところ、やっている姿をその場でやるタイミングで確認していただいて、そこで何かないかということを確認していただくような形になると理解しています。

今日は発電所から失礼いたします。

今、北陸電力さんからお話しした内容でおかしくありません。

申請というのは事務所で確認を、いわゆる保安規定の変更というのは、本庁の方で審査官が審査で確認するものだと言われていきます。

当然手続き上、おかしいことを決めていないかというスクリーニングから始まると思います。

事業者が実施する行為が、基準や規則に抵触しない行為であるという確認をもって変更認可がされると理解しています。

その変更された保安規定に基づいて、事業者が保安規定の下部の手順を修正する。当然修正についても、我々検査官はウォッチしております。ちゃんと手続きをしているか、審議しているかということを確認させていただく。

続いて規則ができて、具体的にその規則通りに仕事が行なわれているかどうかということについては、日常検査で我々が検査、監視しています。検査項目やいつ行くということを予告なしに私どもが行って、ちゃんとやっているかを確認する、それが日常検査です。

今、北陸電力から紹介のあったチーム検査という放射線に特化した形の専門部隊が期間を区切ってですが、発電所に来て確認するという行為もしております。その2つのスクリーニングなり、確認行為によって事業者で保安規定に沿った形が守られていることを確認するという行為です。

一点一点おかしい、一つ一つの例えば今日10個出したから100個確認する、100個出したから100個確認するといった行為はしていません。基本的な行為については、発電所が責任持ってやるところです。ただ、発電所に責任があるからと、検査機関として知らない顔をするつもりはありません。ちゃんと活動しているという行為を、日々確認するのが我々の仕事です。

委員	<p>以上でございます。</p>
委員	<p>はい、ありがとうございました。よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>今のNRのお話なのですが、放射性廃棄物を減らすとか色々な意味において非常に重要なことかと思っています。</p> <p>聞きたかったのは、資料No.1-2の10頁のところ、念のための放射線測定評価というところがあるかと思いますが、通常、RIの放射線管理区域から物品を持ち出す際、管理区域内表面汚染密度の限界値を一つの目安として、表面汚染密度が法律で決められています。</p> <p>今回のNRの場合の規定は、検出器の検出限界未満であるということの評価すると書いてあって、具体的な表面汚染密度というのは書いてないのですが、これは想像するに、通常の放射線の表面汚染密度に比べて何桁も少ない値に設定されているのだろうとは思いますが、具体的な数字が見えてこないのも、もしわかれば実際には検出器ごとに違うのだろうとは思いますが、どのくらいの検出限界未満というのを保証しているのかを教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
北陸電力	<p>通常管理区域からの物品の搬出に関しては、α線を放出しない放射性物質については、4 Bq/cm^2以下と法律で規定されています。それに関しては、測定時間で言いますと10数秒程度の測定時間で検出限界について測定できるということでもあります。</p> <p>β線の自動測定装置につきましては、1200秒測定しますが、その際の検出限界につきましては0.1 Bq/cm^2より低い値で、検出限界を設定しているというものです。</p> <p>ゲルマニウム半導体検出装置の測定については3600秒測定で、そちらについては0.01 Bq/cm^2よりもさらに下の値で設定されています。通常管理区域の搬出の値から見ますとオーダーでいうと1桁または2桁下で設定しているもので、通常よりもより低いところの検出限界を設定しているという状況です。</p>
委員	<p>はい、分かりました。</p> <p>あらゆる法律上の値と比べると低い値に保証されているということと了解しましたが、今言われたように検出器や測定条件によって検出限界が違います。検出限界を非常に大きく設定することも可能なので、もし可能ならば、表現に疑義がないように工夫していただければと思っております。</p> <p>私からの発言は以上です。ありがとうございました。</p>

<p>委員</p>	<p>今、委員が指摘したところの、「念のため」という言葉ですけれども、普通私どもが「念のため」と使うのは、例えば文章をきちんと書いて、間違っはいけないので「念のため」チェックしますというようによく使います。</p> <p>今回のNR判断物を選ぶ際に、「念のために」放射線測定評価をやる時、それまでに⑤までの項目のことは全部きちんと調べてあるのですか。調べていなくて、⑤の段階で調べていない分を追加的、補足的に調べているような感じがします。</p> <p>「念のために」というのは、何の念のためになのか。要するに、これをNRと判断した書類とか、いろいろなものを調べて汚染がないと判断し、ときには放射線測定をしている。最後に捨てる時になって念のためというのは、何のための念のためなのか。</p> <p>資料を見ると、徹底的にもう一度全てのNR廃棄物をチェックすると書いてあるのですが、それまでは全部を測定器でチェックしてないのですね。程度の問題なのですが、その辺はどのようになっているのですか。「念のため」という言葉の使い方、そういった意味では、ここは「念のため」というよりも、最後には再度や、評価を必須とするといったような、必ずやるという強い言葉も必要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。</p>
<p>北陸電力</p>	<p>資料No.1-2の7頁をご覧ください。ここには、ガイドラインで示してある測定方法が書いてあります。汚染のおそれのない区域のところを見ていただくと、汚染されていないことを記録等によって確認の上、NRとして適切に処分と書いてあり、搬出前の測定というのは、要求されておられません。</p> <p>我々としては、汚染のおそれのない区域からの搬出についてガイドラインには記載がありませんが、しっかりと放射性物質がないことを確認するというような目的で測定して搬出しようと思っています。そういう意味で、「念のため」という言葉をつけました。</p>
<p>委員</p>	<p>「念のため」という言葉をつけずに、絶対やるといったような言葉をつけてもよいかと思う。「念のため」という言葉が非常に不自然に感じます。「念のため」なのだから、やってもやらなくてもいいというような言葉になると思ったりもするのですが。</p>
<p>北陸電力</p>	<p>そのような意図は全くなく、これは搬出前の放射線測定を行うというような趣旨ですので、我々がマニュアル、手順を設定する際には、委員がおっしゃった通り、誤解がないように表現についても検討したいと思います。</p>

北陸電力	<p>補足すると、「念のため」の放射線測定という用語ですが、NRのガイドラインの方にも同じ記載があり、NRの申請からNRの判断、その後の念のための放射線測定をして搬出処分するという一連の流れがガイドラインに書いてありまして、そのガイドラインの記載をここで「念のため」の放射線測定ということで用いています。</p> <p>考え方としては、NRの判断でまず書類により放射性物質がないということを確認した後に、「念のため」の放射線測定をするという表現でガイドライン通りにしたものです。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p> <p>確認だけさせていただきます。ガイドライン上「念のために放射線評価を行う」と規定されていますか。</p>
北陸電力	<p>規定されています。</p>
議 長	<p>他の電力会社も同じような対応をしているということですか。</p>
北陸電力	<p>はい。補足すると、汚染のおそれのない区域に関しては、念のための放射線測定ということはガイドラインには規定されておりません。汚染のおそれのある区域で、汚染がないように管理されている区域に関して、搬出する場合については念のための放射線測定をするということがガイドラインの方に記載されています。</p>
議 長	<p>かみ砕いて言いますと、汚染のおそれがない区域、資料No.1-2の7頁の水色塗りのところについては、測定をするということまではガイドラインは書いてないが、北陸電力はあえてそこについてもやるという理解でよろしいですか。</p>
北陸電力	<p>はい、その通りです。</p>
議 長	<p>2008年にガイドラインができており、おそらく後発だと思いますが、他の電力会社もそのような対応をしているのでしょうか。</p>
北陸電力	<p>他の電力会社では、汚染のおそれのない区域について念のための放射線測定について一部やっている会社もあると聞いています。</p>
委 員	<p>NRの管理の導入をすると固体廃棄物の量が減るのかと思うのですが、これをやることによってどれくらい固体廃棄物の量が減っ</p>

北陸電力	<p>て、貯蔵に関してどれぐらい影響があるのか教えていただいても良いですか。</p> <p>どのくらいのをこれから搬出するかということにもよるかと思えますけれども、来年搬出を考えているものに関しましては、ドラム缶相当で言いますと、50本相当です。大体1本あたり500キロほどのもので、それがドラム缶相当で50本程度削減できると考えています。</p> <p>その後につきましては、どのようなものを搬出するかはまだ決めていないので、物量によるかと考えています。</p>
委員	<p>ありがとうございます。もし50本ほどだとすると、第2四半期の発生量の4分の1ぐらいにあたるのでしょうから、ある意味搬出も減って、それはそれで地域の皆さんも安心だと思うので、ぜひ進めていただければと思っています。ありがとうございます。</p>
議長	<p>他、この項目に関して、ご質問等ございますか。Webの方々はございますか。</p> <p>先ほどの報告のうち、「国土地理院による活断層図の公表について」の報告に関してご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>資料No.1-2の11頁のことですけれども、まず確認ですが、これはあくまで北陸電力としての見解ということでご説明いただいたのですが、これから規制庁とそういったことを審査の中でまたこれを少しやるということになるのか。</p> <p>先日、規制委員会の委員長もそのような発言をされていると伺っていますので、新たな知見ということで、何かこれからまたそういう審査が始まるのかどうか。</p>
北陸電力	<p>今回、資料No.1-2の11頁に出しましたが、先ほど申しました通り、この図面で示す敷地内の審査は終わっています。今現在、広範囲の審査が継続中ですが、昨日、原子力規制委員会の山中委員長の記者会見のコメントでこういったものは今後の審査の中で確認していくという発言もいただきましたので、まさに周辺の断層の審査が継続中ですから、そういったものの中でこれをどうやって取り扱っていくか、どう評価していくかということを説明していきたいと思っております。</p> <p>現状、まだ規制委員会の方からの指示は出ていませんが、昨日、今後の審査で対応していくという発言がありましたので、指示に従いながら説明していきたいと思っております。</p>

委員	はい、ありがとうございます。
議長	他ございますか。Webの参加の方ございますか。 志賀原子力規制事務所長どうぞ。
規制事務所	今の説明の通りでございます。私も規制庁職員ですけれども、規制庁として確認しております。公的機関から発表されたということで審査の中で確認していくことを発表していますので、その通りでございます。以上です。
議長 (11:36)	<p>はい、ありがとうございます。その他ございますか。大丈夫ですか。大丈夫ですね。</p> <p>それでは、これまでの報告の質疑はここまでにして、次の議題に移ります。</p> <p>議題の(2)及び(3)につきましては、一括してご審議いただきたいと思います。</p> <p>議題(2)志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書令和7年度第2報(案)、(3)志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書令和7年度第1報(案)について事務局から説明ください。これらの報告書については、12月1日に行われた環境放射線測定技術委員会、温排水影響検討委員会におきまして、専門的な見地からの検討を経たものであります。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「No.2志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(案)(令和7年度第2報)(石川県)」を用いて説明 ・「No.3志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(令和7年度第1報)(春季)(石川県)」を用いて説明
議長 (11:45)	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、以上の説明につきましてご質問等ございましたらご発言願います。</p>
委員	<p>今回の説明資料にはないのですが、事前配布された資料があります。皆さんもらっている人も多いと思いますけれども、ここに環境中のβ線放射能という項目が、資料No.2の17頁にあります。石川県は福浦と五里峠と赤住で、最高値が3.1、3.4、2.5ということしか書いていないです。</p> <p>北陸電力の方は、MP-2とMP-6で全β放射能を測定して、最高値が12、13、最低値が0.29、0.22、平均値が3.3、3.7です。</p> <p>石川県の最高値というのは、これは平均値のことではないです</p>

保環セ	<p>か。測定器は違うけれど、ベクレルという単位にするとほぼとんとんくらいの値が出てこないと、敷地内の方が最高値は高い、敷地外の方が3.4というのはやはり低い、と思われるのではないかと思います。</p> <p>統一すべきではないかというような気がするのですが、どうでしょうか。</p>
委 員	<p>県の測定結果については、施設起因全β放射能濃度推定値ということで、β線の測定結果の方から天然の、自然の影響を除いたものを載せています。計算で出しているのである程度ぶれがあり、その中の最高値を記載しています。</p> <p>一方、北陸電力の方の測定については、そういった自然寄与を含めた測定結果となっているため、北陸電力の測定結果は県の結果に比べて高い結果になっています。以上です。</p>
保環セ	<p>そうすると、県の測定値もそういう計算をしなければ、測定の結果は大体同じような値になっているのですか。</p>
委 員	<p>バッチ送り方式であることから、吸引時間に応じて値が変わります。測定方法が違うため、単純に比較はできないため、高いかどうかということは単純には比較できないところです。</p>
議 長	<p>次の会議でもよいので、両者の測定方法や解析方法の詳細を示してください。お願いします。</p>
議 長	<p>それでは、次回の会議で今のご質問に答えるような資料で説明をさせていただきます。</p>
(11:48)	<p>他はございますか、Webの方、大丈夫ですか。大丈夫ですね。</p> <p>それでは今ほど報告のありました、議題(2)と議題(3)については当協議会として承認をさせていただきます。それでは次に移ります。</p> <p>「原子力発電所に対する原子力規制検査結果等について」、志賀原子力規制事務所長からご説明をお願いいたします。</p>
規制事務所	<p>・「No.4 志賀原子力発電所に対する原子力規制検査結果の概要(令和7年度第2四半期)」を用いて説明</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。今ほどのご説明につきまして、質疑等あればご発言ください。</p>
(11:53)	

委員	<p>ご説明ありがとうございます。</p> <p>一つだけ教えていただきたいのが、資料 No. 4 の 6 頁で、「訓練に参加する運転員が、事前準備をして、訓練実施していない事」というのは事前訓練などをしていないということを確認されていると解釈してよろしいのでしょうか。</p>
規制事務所	<p>いえ、全て何かあった時のための対応ですので、事前準備というのは、参加する者が何が起こるかを全部わかった上で、いわゆる演劇みたいなことをしても意味がない、力量訓練にならないので、ブラインド訓練、事前に知らされてないけれども、ちゃんと実施できるかということを確認しています。当然、他の作業もあるので、他の作業との調整をしながらやっているのは事実ですが、やる日はわかっている、何が起こるか分からないといった訓練をしているということで、「事前準備をして訓練実施していないこと」と書いています。</p>
委員 議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他、ございますか。Webの方、ございますか。大丈夫ですか。それでは他にございませんので、これをもちまして本日予定しておりました審議を終了させていただきます。</p> <p>事務局から報告があります。</p>
事務局	<p>資料 No. 5 として、10 月 6 日に開催しました前回の協議会の議事概要を配付しております。これにつきましては、委員の皆様方に内容のご確認をいただいたものであり、現在ホームページ上に公開いたしております。以上でございます。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の石川県原子力環境安全管理協議会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。</p>